

様式第2号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成25年12月10日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 公益社団法人日本缶詰協会
住所 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町10-2
翔和神田ビル3階
代表者の氏名 会長 久代 敏男



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ) (1) 名称又は氏名	コウエキシャダンホウジンニホンカンヅメキョウカイ 公益社団法人日本缶詰協会
(2) 事務上の連絡先	住所 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町10-2 翔和神田ビル3階 電話番号 03-5256-4801 部署・担当者名 公益社団法人日本缶詰協会 専務理事 駒木 勝
(3) 参加事業者等の概要	公益社団法人日本缶詰協会の会員企業で、缶詰、びん詰、レトルト食品、魚肉ソーセージを製造販売する事業者
(4) 業種	<input checked="" type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他 （缶詰製造業） （びん詰製造業） （レトルト食品製造業） （魚肉ソーセージ製造業） （業）
(5) 設立に係る根拠法 （事業者団体の場合）	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	缶詰、びん詰、レトルト食品、魚肉ソーセージ
(2) 共同行為の内容	<input type="checkbox"/> 1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定 () <input checked="" type="checkbox"/> 5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定 (①外税取引の場合：本体価格と消費税額分を別枠で表示 ②内税取引の場合：税込み価格で表示) <input checked="" type="checkbox"/> 6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 7 その他〔具体的には以下のとおり〕
(3) 共同行為の実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1 有 → [違反者には、協会名で注意を行う] <input type="checkbox"/> 2 無

3 その他参考事項

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提出している。

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがある共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類

- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数
1	公益社団法人日本缶詰協会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	東京都千代田区神田東松下町 10-2 翔和神田ビル 3階	久代敏男	269 社
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					